

ODR実証実験機関の設置及び手続に関する規則を廃止する規則

(令和6年5月9日規則第208号)

ODR実証実験機関の設置及び手続に関する規則（規則第203号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和6年5月9日から施行する。
- 2 この規則による廃止前のODR実証実験機関の設置及び手続に関する規則（以下「旧規則」という。）第36条の規定は、令和9年3月15日までは、なおその効力を有する。
- 3 旧規則第34条及び第35条の規定は、令和16年3月15日までは、なおその効力を有する。
- 4 旧規則第38条の規定は、令和17年3月15日までは、なおその効力を有する。
- 5 旧規則第37条の規定は、なおその効力を有する。